

|                              |                   |
|------------------------------|-------------------|
| 第 996 号 (平成 28 年 9 月 5 日 発行) | 発行日 5 日、15 日、25 日 |
| <h1>横浜市報</h1>                | 発行所               |
|                              | 横浜市役所             |
|                              | 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地 |

目 次

頁

**【規則】**

- △ 横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の一部を改正する規則【こども青少年局保育・教育運営課】 3

**【告示】**

- △ 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【財政局契約第一課】 8
- △ 児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども家庭課】 16
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害企画課】 17
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害企画課】 18
- △ 結核健康診断実施義務者に対する補助金交付基準【健康福祉局健康安全課】 19
- △ 横浜国際港都建設計画土地地区画整理事業の決定【建築局都市計画課】 20
- △ 横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業の決定【建築局都市計画課】 21
- △ 横浜国際港都建設計画地区計画の決定【建築局都市計画課】 23
- △ 横浜国際港都建設計画高度利用地区の変更【建築局都市計画課】 26
- △ 横浜国際港都建設計画道路の変更【建築局都市計画課】 28
- △ 横浜国際港都建設計画駐車場の変更【建築局都市計画課】 29
- △ 横浜国際港都建設計画公園の変更【建築局都市計画課】 30
- △ 横浜国際港都建設計画病院の変更【建築局都市計画課】 31

**【公告】**

- △ 職員の懲戒処分【総務局人事課】 32
- △ 同 【総務局人事課】 33
- △ 同 【総務局人事課】 34
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】 35
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】 37
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局産業立地調整課】 40
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 41
- △ 排水設備指定工事店の指定【環境創造局管路保全課】 42
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 43
- △ 排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】 44
- △ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 45
- △ 同 【建築局都市計画課】 46
- △ 同 【建築局都市計画課】 47
- △ 同 【建築局都市計画課】 48
- △ 同 【建築局都市計画課】 49
- △ 同 【建築局都市計画課】 50

|   |   |    |
|---|---|----|
| △ | 横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧【建築局都市計画課】                                       | 51 |
| △ | 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】   | 52 |
| △ | 同【建築局調整区域課】   | 53 |
| △ | 同【建築局調整区域課】   | 54 |
| △ | 同【建築局調整区域課】   | 55 |
| △ | 同【建築局調整区域課】   | 56 |
| △ | 同【建築局調整区域課】   | 57 |
| △ | 同【建築局調整区域課】   | 58 |
| △ | 同【建築局調整区域課】   | 59 |
| △ | 同【建築局調整区域課】   | 60 |
| △ | 同【建築局調整区域課】   | 61 |
| △ | 同【建築局調整区域課】   | 62 |
| △ | 同【建築局調整区域課】   | 63 |
| △ | 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】   | 64 |
| △ | 同【建築局調整区域課】   | 65 |
| △ | 同【建築局調整区域課】   | 66 |
| △ | 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築道路課】  | 67 |
|   | <b>[区告示]</b>  |    |
| △ | 認可地縁団体の告示事項の変更【港南区地域振興課】  | 68 |
| △ | 同【港南区地域振興課】   | 69 |
| △ | 同【青葉区地域振興課】   | 70 |
| △ | 同【青葉区地域振興課】   | 71 |
|   | <b>[区公告]</b>  |    |
| △ | 自動車臨時運行許可番号標の失効【瀬谷区総務課】   | 72 |
|   | <b>[水道局]</b>  |    |
| △ | 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【経理課】   | 73 |
|   | <b>[交通局]</b>  |    |
| △ | 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【経営企画課】 | 74 |
|   | <b>[医療局病院経営本部]</b>  |    |
| △ | 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【病院経営課】 | 75 |

規則

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 9 月 5 日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第 93 号

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の一部を改正する規則

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 16 条」の次に「及び平成 27 年度における特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準等の特例に関する告示（平成 28 年内閣府告示第 22 号。以下「平成 27 年度特例告示」という。）第 4 条」を加える。

第 3 条中「第 16 条」の次に「及び平成 27 年度特例告示第 4 条」を加える。

別表第 1 中表の部分を次のように改める。

| 年齢区分   | 保育必要量     |           |
|--------|-----------|-----------|
|        | 保育標準時間認定  | 保育短時間認定   |
| 4 歳以上児 | 60,810 円  | 54,740 円  |
| 3 歳児   | 74,960 円  | 68,880 円  |
| 1、2 歳児 | 128,070 円 | 122,000 円 |
| 乳児     | 209,050 円 | 202,980 円 |

別表第 2 C 階層の項中「世帯）」の次に「（ひとり親世帯等以外の世帯）」を加え、同表 D 1 階層から D 3 階層までの項中「世帯」の次に「（ひとり親世帯等以外の世帯）」を加え、同表 D 4 階層の項中「57,600 円」を「57,700 円」に改め、「世帯」の次に「（ひとり親世帯等以外の世帯）」を加え、同表 D 5 階層の項中「57,601 円」を「57,701 円」に改め、「世帯」の次に「（ひとり親世帯等以外の世帯）」を加え、同表に次のように加える。

|           |  |         |     |                      |              |                      |              |                      |              |     |
|-----------|--|---------|-----|----------------------|--------------|----------------------|--------------|----------------------|--------------|-----|
| E 0<br>階層 | A 階層及びC 階層を除き、現年度分の市町村民税課税額のうち、均等割のみ課税世帯（市町村民税所得割課税額が0円の世帯）（ひとり親世帯等） | 0 円     | 0 円 | 1,700 円<br>(1,700 円) | 0 円<br>(0 円) | 2,300 円<br>(2,200 円) | 0 円<br>(0 円) | 1,600 円<br>(1,500 円) | 0 円<br>(0 円) | 0 円 |
| E 1<br>階層 | A 階層及びD 1 階層を除き、現年度分の市町村民税所得割課税額が10,000 円以下の世帯（ひとり親世帯等）              | 2,200 円 | 0 円 | 2,200 円<br>(2,200 円) | 0 円<br>(0 円) | 2,900 円<br>(2,800 円) | 0 円<br>(0 円) | 2,100 円<br>(2,000 円) | 0 円<br>(0 円) | 0 円 |
| E 2<br>階層 | A 階層及びD 2 階層を除き、現年度分の市町村民税所得割課税額が10,001 円以上48,600 円以下の世帯（ひとり親世帯等）    | 2,700 円 | 0 円 | 2,700 円<br>(2,700 円) | 0 円<br>(0 円) | 3,500 円<br>(3,400 円) | 0 円<br>(0 円) | 2,500 円<br>(2,400 円) | 0 円<br>(0 円) | 0 円 |
| E 3<br>階層 | A 階層及びD 3 階層を除き、現年度分の市町村民税所得割課税                                      | 3,300 円 | 0 円 | 3,300 円<br>(3,300 円) | 0 円<br>(0 円) | 4,400 円<br>(4,300 円) | 0 円<br>(0 円) | 3,400 円<br>(3,300 円) | 0 円<br>(0 円) | 0 円 |

|           |  |         |     |                      |              |                      |              |                      |              |     |
|-----------|--|---------|-----|----------------------|--------------|----------------------|--------------|----------------------|--------------|-----|
| E 4<br>階層 | 額が 48,601 円以上<br>50,400 円以下の世帯（ひとり親世帯等）                              | 3,900 円 | 0 円 | 3,900 円<br>(3,900 円) | 0 円<br>(0 円) | 5,100 円<br>(5,000 円) | 0 円<br>(0 円) | 4,300 円<br>(4,200 円) | 0 円<br>(0 円) | 0 円 |
| E 5<br>階層 | A 階層及び D 4 階層を除き、現年度分の市町村民税所得割課税額が 50,401 円以上 57,700 円以下の世帯（ひとり親世帯等） | 4,500 円 | 0 円 | 4,500 円<br>(4,500 円) | 0 円<br>(0 円) | 5,800 円<br>(5,700 円) | 0 円<br>(0 円) | 5,100 円<br>(5,000 円) | 0 円<br>(0 円) | 0 円 |
|           | A 階層及び D 5 階層を除き、現年度分の市町村民税所得割課税額が 57,701 円以上 77,100 円以下の世帯（ひとり親世帯等） |         |     |                      |              |                      |              |                      |              |     |

別表第 2 備考 4 中「である 1 号認定子ども」の次に「（支給認定子ども）の次に「（支給認定子ども）」を加え、同表備考 5 区分の A 階層から D 5 階層まで又は E 階層に属する場合には、当該支給認定保護者等が 2 人以上いる場合の当該特定被監護者等のうち第 2 子が 1 号認定子どもである場合の当該第 2 子）」を加え、同表備考 6 中「当該第 3 子以降の子ども」の次に「（支給認定保護者の属する世帯が負担区分の A 階層から D 5 階層まで又は E 階層に属する場合には、当該支給認定保護者等が 3 人以上いる場合の当該特定被監護者等のうち第 3 子以降の子ども）」を加え、同表備考 7 中「又は 3 号認定子ども」の次に「（支給認定保護者の属する世帯が負担区分の A 階層から D 4 階層まで又は E 階層に属する場合には、当該支給認定保護者等が 2 人以上いる場合の当該特定被監護者等のうち第 2 子が 2 号認定子ども又は 3 号認定子どもである場合の当該第 2 子）」を加え、同表備考 8 中「当該第 2 子」の次に「（支給認定保護者の属する世帯が負担区分の A 階層から D 4 階層まで又は E 階層に属する場合には、当該支給認定保護者等が 2 人以上いる場合の当該特定被監護者等のうち第 2 子が 2 号認定子ども又は 3 号認定子どもである場合の当該第 2 子）」を加え、同表備考 9 中「当該第 3 子以降の子ども」の次に「（支給認定保護者の属する世帯が負担区分の A 階層から D 4 階層まで又は E 階層に属する場合には、当該支給認定保護者等が 3 人以上いる場合の当該特定被監護者等のうち第 3 子以降の子ども）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（適用）
- 2 この規則による改正後の横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則（以下「新規則」という。）第 1 条、第 3 条及び別表第 1 の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 新規則別表第 2 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に行った子ども

も・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育、同法第 28 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育、同項第 3 号に規定する特別利用教育、同法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育、同法第 30 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用地域型保育及び同項第 3 号に規定する特定利用地域型保育並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 5 項及び第 6 項の規定による措置について適用する。

告示

横浜市告示第 542 号

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

横浜市（水道局、交通局及び医療局病院経営本部を除く。）が発注する平成 29 年度及び平成 30 年度の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続を次のとおり定めた。

平成 28 年 9 月 5 日

横浜市長 林 文子

1 申請できる資格の区分

- (1) 工事（製造及び修繕（物品の製造及び修繕を除く。）を含む。以下同じ。）
- (2) 物品の購入、修繕、製造及び借入れ、印刷物の製作、委託、不用品の売払い並びに電力供給等（以下「物品・委託等」という。）
- (3) 設計、測量、地質調査及び不動産鑑定等（以下「設計・測量等」という。）

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (2) 横浜市税（市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと又は未申告でないこと（ただし、申告義務がないものを除く。）。
- (3) 横浜市指名停止等措置要綱に基づく 24 か月以上を期間とする指名停止の措置期間中の者でないこと。
- (4) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（いずれの届出についても、届出義務がない場合を除く。）。
- (5) 本告示に基づく申請（変更に関する届出を含む。）に虚偽の入力又は提出書類に虚偽の記載をした者でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規



定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）にあっては、次に掲げる項目について、組合の定款に共同受注の定めがあること。

ア 工事の入札に参加する者は、登録を希望する工種に対応する建設業

イ 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、登録を希望する種目に対応する業種

(7) 工事の入札に参加する者は、前 6 号のほか、登録を希望する工種に対応する建設業について、建設業法（昭和 24 年法律第 10 号）第 3 条第 1 項の許可を受けており、かつ、同法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（入札参加資格審査の申請日で有効かつ最新のものに限る。以下「経審」という。）を受けており、経営規模等評価及び総合評定値を通知されていること。また、別表 1 に掲げる工種のうち、登録を希望する工種（水道を除く。）に対応する建設業について、経審の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の完成工事高の欄に完成工事高が計上されており、かつ、登録を希望する工種の細目に対応する工事（入札参加資格の有効期間の始期の前月末から過去 5 年間に完成した工事に限る。）の施工実績を有すること。ただし、船舶においては、建設業法に代わり造船法（昭和 25 年法律第 129 号）第 2 条の許可又は小型船造船業法（昭和 41 年法律第 119 号）第 4 条の登録を受けていること。

(8) 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、第 1 号から第 6 号までのほか、別表 2 及び別表 3 に掲げる種目のうち、登録を希望する種目に係る営業を行うにつき、法令の規定により官公署等の許可、認可等を必要とする場合においては、当該許可、認可等を受けていること。

### 3 入札参加資格審査申請の手續

#### (1) 申請期間

平成 28 年 10 月 3 日(月)から平成 28 年 10 月 21 日(金)まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

#### (2) 申請時間

午前 9 時から午後 8 時まで

#### (3) 申請方法

インターネットを利用して次のアドレスから横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」にアクセスし、申請入力画面上の申請フォームに必要事項を入力及び送信した後、直ちに次号に定める提出書類を第 5 号に定める提出先に提出しなければならない。

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」アドレス（  
<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/>）

(4) 提出書類

ア 入札参加資格審査申請書

イ 商業登記規則（昭和 39 年法務省令第 23 号）第 30 条に定める  
 現在事項証明書又は履歴事項証明書（個人営業の場合は、身  
 分証明書及び登記されていないことの証明書又は登記事項証  
 明書）

ウ 「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことを  
 確認できる納税証明書

エ 雇用保険、健康保険（適用除外の承認を受け国民健康保険  
 組合に加入している場合を含む。）及び厚生年金保険の加入  
 を確認できる書類又は加入義務のないことの誓約書

オ 委任状（委任する場合のみ）

カ 工事の入札に参加する者は、アからオまでに定める書類の  
 ほか、次の書類を提出すること。

(ア) 経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書の写し

また、船舶の登録を希望する場合は、造船法に基づく許  
 可書又は小型船造船業法に基づく小型船造船業登録済証及  
 び財務諸表（申請日の属する月の 4 か月前の月の末日まで  
 に事業年度の末日が到来したものの直前 2 年間分。個人営業  
 の場合は、年間売上高の分かる確定申告書等）

(イ) 工事の施工実績を証明する書類（契約書等の写し）

キ 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、ア  
 からオまでに定める書類のほか、次の書類を提出すること。  
 ただし、日本国内に営業所を有しない者は、イ、ウ及びエに  
 定める書類の提出を省略することができる。

(ア) 財務諸表（申請日の属する月の 4 か月前の月の末日まで  
 に事業年度の末日が到来したものの直前 2 年間分。個人営業  
 の場合は、年間売上高の分かる確定申告書等）

(イ) 営業許可・認可証の写し

ク 組合の提出書類

(ア) アからキまでに定める書類

(イ) 組合の定款

(ウ) 組合役員名簿

(エ) 組合員名簿

(オ) 中小企業庁により証明された官公需適格組合においては

(ア) から(エ)に定める書類のほか、次の a 及び b の書類

a 官公需適格組合証明書の写し

b 官公需共同受注規約

- (5) 書類提出先  
〒 231 - 0017  
中区港町 1 丁目 1 番地（関内中央ビル 2 階）  
横浜市財政局契約部契約第一課
- (6) 申請において使用する言語等
- ア 申請及び提出書類の記載は、日本語で行うこと。  
なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。
- イ 申請及び提出書類に用いる金額は、日本国通貨によることとし、外国通貨を換算するときは、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額とすること。
- (7) 申請できる工種数及び種目数
- ア 工事  
別表 1 に掲げる工種のうち、4 工種まで申請できる。
- イ 物品・委託等  
別表 2 に掲げる種目のうち、15 種目まで申請できる。
- ウ 設計・測量等  
別表 3 に掲げる種目のうち、8 種目まで申請できる。
- 4 随時申請  
次の者を対象とし、平成 29 年 4 月 3 日(月)から随時に申請を受け付ける（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）。
- (1) 前項の申請による入札参加資格を有しない者
- (2) 前項の申請により入札参加資格を得た者のうち、第 9 項により通知された登録工種数又は種目数を含め、前項第 7 号の工種数又は種目数の範囲内で、工種又は種目の追加を希望する者
- 5 入札参加資格の特定調達契約に関する取扱い  
前 2 項の申請により入札参加資格を得た者は、第 9 項の通知に定める工種及び種目について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）の適用のある調達契約に係る入札の参加資格を有する。  
ただし、別表 1、別表 2 及び別表 3 において特例政令の欄に適用と記載のある工種及び種目に限る。
- 6 変更に関する届出  
第 3 項及び第 4 項の申請により入札参加資格を得た後、申請内容に変更が生じたときは、直ちに入札参加資格審査申請書変更届出を行い、その事実を証明する書類を第 3 項第 5 号に定める提出先に提出しなければならない。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格又は入札参加資格の一部を喪失するものとする。

- (1) 第 2 項に定める入札参加者の資格要件のいずれかを欠いたとき。
- (2) 入札参加資格に係る営業を廃止したとき。

8 入札参加資格の承継

入札に参加しようとする者が、営業を承継した場合において、次の各号のいずれかに該当し、別途市長が定める書類を提出するときは、前営業者の当該営業に従事した期間及び納付した税額は、承継人において従事し、又は納付したものとみなす。

- (1) 相続したとき。
- (2) 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (3) 会社が解散し、会社の取締役又は社員がその営業を譲り受け、個人営業者となったとき。
- (4) 合併により解散した会社の社員が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (5) 会社が組織を変更して、他の種類の会社となったとき。
- (6) 会社が営業の一部を分離して新たに会社を設立させ、その営業を譲渡したとき。
- (7) その他市長が必要と認めたとき。

9 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果については、審査終了後、通知する。

10 格付について

次の区分について、格付を採用する。

なお、格付方法及び提出書類等については、別途横浜市報調達公告版において公告を行う。

(1) 工事

別表 1 に掲げる工種のうち「土木」、「ほ装」、「造園」、「建築」、「電気」、「管」又は「上水道」の入札参加資格を得た者を対象とする。

なお、この格付は、入札を行う際に定める入札参加資格及び指名基準として用いる。

(2) 物品・委託等

別表 2 に掲げる種目のうち「建物管理」又は「公園緑地等管理」の入札参加資格を得た者を対象とする。

なお、この格付は、入札を行う際に定める入札参加資格及び指名基準として用いる。

- 11 入札参加資格の有効期間  
 (1) 第 3 項に定める申請を行ったもの  
 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで  
 (2) 第 4 項に定める申請を行ったもの  
 第 9 項の通知で定める有効期間の始期から平成 31 年 3 月 31 日まで
- 12 入札参加資格の有効期間の更新手続  
 入札参加資格の更新を希望する者は、平成 30 年度の有効期間中に必要な資格及びその審査申請の方法について告示を行う予定があるので、その告示に基づき申請すること。
- 13 その他  
 詳細は、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」の「資格審査申請」による。
- 14 この告示に関する問合せ先  
 横浜市財政局契約部契約第一課管理係  
 電話 045(671)3805

別表 1  
 工事

| コード | 工 種    | 特例政令 | コード | 工 種    | 特例政令 |
|-----|--------|------|-----|--------|------|
| 01  | 土木     | 適用   | 15  | 解体     | 適用   |
| 02  | ほ装     | 適用   | 16  | フェンス   | 適用   |
| 03  | とび・土工  | 適用   | 17  | 電気     | 適用   |
| 04  | 港湾     | 適用   | 18  | 電気通信   | 適用   |
| 05  | 造園     | 適用   | 19  | 管      | 適用   |
| 06  | 石      | 適用   | 20  | 管更正    | 適用   |
| 07  | 建築     | 適用   | 21  | 機械器具設置 | 適用   |
| 09  | 内装     | 適用   | 22  | 消防施設   | 適用   |
| 10  | 建具     | 適用   | 23  | さく井    | 適用   |
| 11  | 塗装     | 適用   | 24  | 上水道    | 適用   |
| 12  | 区画線・標識 | 適用   | 25  | 船舶     | 適用   |
| 13  | 防水     | 適用   | 26  | その他    | 適用   |
| 14  | 鋼構造    | 適用   |     |        |      |

別表 2  
 物品・委託等

| コード | 種 目     | 特例政令 | コード | 種 目       | 特例政令 |
|-----|---------|------|-----|-----------|------|
| 001 | 文具・事務機械 | 適用   | 108 | 特殊印刷      | 適用   |
| 002 | 図書      | 適用   | 109 | 印刷物企画デザイン | 適用   |

|     |                |    |     |                          |    |
|-----|----------------|----|-----|--------------------------|----|
| 003 | 用紙類            | 適用 | 110 | 光ディスク製作（<br>C D、D V D 等） | 適用 |
| 004 | 保育用品・教材        | 適用 | 111 | 封筒印刷                     | 適用 |
| 007 | 楽器             | 適用 | 201 | 自動車修理・点検                 | 適用 |
| 009 | 運動具            | 適用 | 202 | その他の修理                   | 適用 |
| 010 | 美術・陶芸品         | 適用 | 301 | 建物管理                     | 適用 |
| 011 | 雑貨             | 適用 | 302 | 警備                       |    |
| 013 | 機械器具・工具類       | 適用 | 303 | 浄化槽・貯水槽等<br>清掃           | 適用 |
| 015 | コンピュータ類        | 適用 | 304 | 通信設備保守                   |    |
| 016 | 電気機械類          | 適用 | 306 | 消防設備保守                   |    |
| 019 | 医療機械器具         | 適用 | 309 | 資源化委託                    | 適用 |
| 020 | 理化学機械器具        | 適用 | 310 | 貨物運送                     | 適用 |
| 021 | 医薬             | 適用 | 311 | 下水道管等保守                  |    |
| 022 | 工化学薬品          | 適用 | 312 | 道路・公園清掃                  |    |
| 024 | 被服             | 適用 | 313 | 公園緑地等管理                  |    |
| 026 | 寝具             | 適用 | 314 | クリーニング                   |    |
| 027 | 室内装飾類          | 適用 | 315 | 害虫等駆除                    | 適用 |
| 029 | 看板・プレート        | 適用 | 316 | コンピュータ業務                 | 適用 |
| 030 | バッチ・旗・天幕       | 適用 | 317 | マイクロ写真                   |    |
| 031 | 道路保安資材         | 適用 | 318 | 航空写真                     |    |
| 033 | 什器             | 適用 | 319 | イベント企画運営<br>等            |    |
| 034 | 厨房・浴槽機器類       | 適用 | 320 | 各種調査企画                   | 適用 |
| 036 | 食料品・記念品        | 適用 | 321 | 検査・測定                    | 適用 |
| 037 | 動物・飼料          | 適用 | 322 | 映画・ビデオ制作                 | 適用 |
| 038 | 自動車            | 適用 | 323 | 広告                       | 適用 |
| 039 | 自動車部品          | 適用 | 325 | 給食                       |    |
| 040 | タイヤ            | 適用 | 327 | 電気設備保守                   | 適用 |
| 041 | 電車用品           | 適用 | 328 | 機械設備保守                   | 適用 |
| 042 | 水道用品           | 適用 | 329 | 施設運転管理・保<br>守            | 適用 |
| 043 | 消防・防災・防犯<br>用品 | 適用 | 330 | 廃棄物処理                    | 適用 |
| 044 | 燃料             | 適用 | 333 | 福祉サービス                   |    |
| 046 | 骨材・セメント        | 適用 | 334 | 活性炭・作動油等<br>再生           |    |
| 047 | 原材料            | 適用 | 335 | 水道関連委託                   |    |
| 050 | 鋼材             | 適用 | 345 | 事務・業務の委託                 |    |

|     |         |    |     |         |    |
|-----|---------|----|-----|---------|----|
| 052 | 造園材・木材  | 適用 | 350 | その他の委託等 | 適用 |
| 054 | 不用品買受   |    | 401 | 仮設建物賃貸  |    |
| 056 | 船舶・航空機  | 適用 | 402 | 一般賃貸    | 適用 |
| 060 | その他の物品  | 適用 | 403 | 寝具賃貸    | 適用 |
| 101 | オフセット印刷 | 適用 | 404 | 自動車賃貸   | 適用 |
| 102 | 端物印刷    | 適用 | 410 | 複写サービス  |    |
| 103 | 軽印刷     | 適用 | 501 | 電力・都市ガス | 適用 |
| 104 | フォーム印刷  | 適用 | 601 | 労働者派遣   |    |
| 105 | 地図作成    | 適用 | 602 | 保険      |    |
| 106 | 製本      | 適用 | 603 | その他の業務  | 適用 |
| 107 | 青焼・複写   |    |     |         |    |

別表 3

設計・測量等

| コード | 種 目          | 特例<br>政令 | コード | 種 目           | 特例<br>政令 |
|-----|--------------|----------|-----|---------------|----------|
| 901 | 建築設計（監理を含む。） | 適用       | 905 | 建設コンサルタント等の業務 | 適用       |
| 902 | 設備設計         | 適用       | 906 | 測量            | 適用       |
| 903 | 土木設計         | 適用       | 907 | 地質調査          | 適用       |
| 904 | 造園設計         | 適用       | 908 | 不動産鑑定         |          |

横浜市告示第 543 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

平成 28 年 9 月 5 日

横浜市長 林 文 子

|          |                      |
|----------|----------------------|
| 認可年月日    | 平成 28 年 9 月 1 日      |
| 設置年月日    | 平成 28 年 9 月 1 日      |
| 事業種別     | 児童家庭支援センター           |
| 施設名称     | ラ・コッコラ港北             |
| 設置者      | 社会福祉法人千里会            |
| 代表者      | 理事長 二 宮 浩            |
| 経営責任者    | 二 宮 浩                |
| 規模（延床面積） | 78.76 m <sup>2</sup> |
| 所在地      | 港北区大豆戸町 492 番地の 1    |



横浜市告示第 544 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 36 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成 28 年 9 月 5 日

横浜市長 林 文子

| 指定年月日              | 事業者名称                         | 事業者の所在地                 | 事業の内容           |
|--------------------|-------------------------------|-------------------------|-----------------|
| 平成 28 年<br>9 月 1 日 | かこのネット<br>藤棚                  | 西区中央二丁目 13 番<br>2 号     | 居宅介護、重度<br>訪問介護 |
| 平成 28 年<br>9 月 1 日 | ふじケアヘル<br>パーステーション<br>横浜      | 中区伊勢佐木町 7 丁<br>目 148 番地 | 居宅介護、重度<br>訪問介護 |
| 平成 28 年<br>9 月 1 日 | しあわせ介護                        | 旭区鶴ヶ峰二丁目 5<br>番地の 6     | 同行援護            |
| 平成 28 年<br>9 月 1 日 | ユニット                          | 緑区三保町 2,175 番<br>地の 1   | 就労継続支援 B<br>型   |
| 平成 28 年<br>9 月 1 日 | ミモザ在宅療養<br>支援ステーション<br>横浜花水木苑 | 緑区十日市場町 889<br>番地の 5    | 居宅介護、重度<br>訪問介護 |
| 平成 28 年<br>9 月 1 日 | ハピネスアシス<br>ト訪問介護やよ<br>い台      | 泉区弥生台 63 番地の<br>17      | 居宅介護、重度<br>訪問介護 |

横浜市告示第 545 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成 28 年 9 月 5 日

横浜市長 林 文子

| 廃止年月日               | 事業者名称                | 事業者の所在地                | 事業の内容            |
|---------------------|----------------------|------------------------|------------------|
| 平成 28 年<br>8 月 31 日 | ユニット                 | 緑区三保町 2,175 番地<br>の 1  | 就労継続支援 A 型       |
| 平成 28 年<br>8 月 31 日 | ウイズネットホームヘルプサービス横浜瀬谷 | 瀬谷区瀬谷四丁目 34 番地<br>の 25 | 居宅介護・重度訪問介護、同行援護 |
| 平成 28 年<br>9 月 1 日  | 若武者ケア 神奈川事業所         | 神奈川区大口仲町 17 番地<br>の 8  | 居宅介護・重度訪問介護      |
| 平成 28 年<br>9 月 1 日  | 若武者ケア 西事業所           | 西区岡野二丁目 1 番 1 号        | 居宅介護・重度訪問介護      |
| 平成 28 年<br>9 月 1 日  | 若武者ケア 上大岡事業所         | 港南区上大岡西三丁目 6 番 12 号    | 居宅介護・重度訪問介護      |

横 浜 市 告 示 第 546 号

結核健康診断実施義務者に対する補助金交付基準

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第60条の規定による平成28年度の補助額は、次の表の左欄に掲げる種目の経費につき、同表の右欄に掲げる算定基準により算定した額と当該事業の実施に要した総事業費から寄附金その他の収入を控除した額とを比較して、いずれか少ないほうの額の3分の2に相当する額とする。

平成28年9月5日

横 浜 市 長 林 文 子

健康診断算定基準表

| 種 目       | 算 定 基 準                         |
|-----------|---------------------------------|
| 胸部エックス線撮影 | 452 円に胸部エックス線撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額 |

横浜市告示第 547 号

横浜国際港都建設計画土地区画整理事業の決定

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画土地区画整理事業を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 9 月 5 日

横浜市長 林 文子

横浜国際港都建設計画新綱島駅周辺地区土地区画整理事業を次のように決定する。

|         |   |  |                |                               |
|---------|---|--|----------------|-------------------------------|
| 名称      | 新綱島駅周辺地区土地区画整理事業  |  |                |                               |
| 面積      | 約 2.7 ha  |  |                |                               |
| 公共施設の配置 | 道路  | 種別   | 名称             | これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。 |
|         |   | 幹線街路   | 3・4・21号東京丸子横浜線 |                               |
|         |   | 幹線街路   | 3・4・55号綱島東線    |                               |
|         | 幹線街路  | 3・5・12号綱島日吉線   |                |                               |
|         |   | 区画街路は、地区内に幅員 6.8 m 及び 13.0m の道路を配置する。  |                |                               |
|         | その他の公共施設  | 下水道計画における排水処理の排除形式は合流式とし、流末の公共下水道幹線に接続する。<br>地区内に、都市高速鉄道第 7 号相鉄・東急直通線が地下式で都市計画決定されている。 |                |                               |
| 宅地の整備   | 施行区域内の一部で、第一種市街地再開発事業を施行する。<br>駅前にふさわしい商業、業務、公益施設及び都市型住宅等を整備する。<br>街区の規模は、約 1,500 m <sup>2</sup> ～6,000 m <sup>2</sup> とする。 |  |                |                               |

「施行区域は、計画図表示のとおり」（計画図は省略）

横浜市告示第548号

横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業の決定  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成28年9月5日

横浜市長 林 文子

横浜国際港都建設計画新綱島駅前地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

|              |                    |   |                          |                                 |         |  |  |
|--------------|--------------------|---|--------------------------|---------------------------------|---------|--|--|
| 名称           | 新綱島駅前地区第一種市街地再開発事業 |   |                          |                                 |         |  |  |
| 面積           | 約0.6 ha            |   |                          |                                 |         |  |  |
| 公共施設の配置及び規模  | 道路                 | 種別  | 名称                       | 幅員                              | 延長      | 備考   |  |
|              |                    | 幹線街路  | 都市計画道路<br>3・4・21号東京丸子横浜線 | 10.0m                           | 約70m    | 施行区域外を含む都市計画道路の全幅員は20m<br>新綱島駅周辺地区土地区画整理事業により整備する。 |  |
|              |                    | 幹線街路  | 都市計画道路<br>3・4・55号綱島東線    | 8.5 m                           | 約60m    | 施行区域外を含む都市計画道路の全幅員は17m<br>新綱島駅周辺地区土地区画整理事業により整備する。 |  |
|              |                    | 幹線街路  | 都市計画道路<br>3・5・12号綱島日吉線   | 7.5 m                           | 約80m    | 施行区域外を含む都市計画道路の全幅員は15m<br>新綱島駅周辺地区土地区画整理事業により整備する。 |  |
|              |                    | 港北区綱島東一丁目地内に、都市計画駐車場第23号新綱島駅自転車駐車場及び広場用地（面積約630㎡）を整備する。 |                          |                                 |         | 広場用地については、新綱島駅周辺地区土地区画整理事業により整備する。                 |  |
| 建築物の整備に関する計画 | 建築物                |   |                          | 敷地面積に対する                        |         | 主要用途   |  |
|              | 建築面積               | 延べ面積  |                          | 建築面積の割合                         | 延べ面積の割合 |  |  |
|              | 約2,600㎡            | 約35,900㎡<br>(容積対象面積約27,000㎡)                            |                          | 約7/10                           | 約70/10  |  |  |
|              | 備考                 | 高度利用地区の制限の内容  | 容積率の最高限度                 |                                 |         | 70/10  |  |
|              |                    |   | 容積率の最低限度                 |                                 |         | 20/10  |  |
|              |                    |   | 建ぺい率の最高限度                |                                 |         | 7/10   |  |
|              |                    |   | 建築物の建築面積の最低限度            |                                 |         | 200㎡   |  |
| 壁面の位置の制限     |                    |   | 有                        |                                 |         |  |  |
| 地区計画の制限の内容   | 高さの最高限度            |   |                          | 地区計画に示す区域アは100m、区域イは40m、区域ウは31m |         |  |  |

|                          |                        |                           |  |
|--------------------------|------------------------|---------------------------|--|
| に建築<br>敷す敷<br>地計の<br>画整備 | 建築敷地面積                 | 整備計画                      |  |
|                          | 約 3,900 m <sup>2</sup> | 道路に沿って壁面後退を行い、良好な空地を確保する。 |  |
| 住宅建設の目標                  | 戸数                     | 備考                        |  |
|                          | 約 240 戸                |                           |  |

「施行区域及び公共施設の配置は、計画図表示のとおり」（計画図は省略）

横浜市告示第 549 号

横浜国際港都建設計画地区計画の決定  
 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画地区計画を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 9 月 5 日

横浜市長 林 文子

横浜国際港都建設計画綱島東一丁目地区地区計画を次のように決定する。

|                    |  |
|--------------------|--|
| 名称                 | 綱島東一丁目地区地区計画   |
| 位置                 | 港北区綱島西一丁目、綱島東一丁目及び綱島東二丁目地内   |
| 面積                 | 約 4.4 ha   |
| 地区計画の目標            | <p>本地区は、東急東横線綱島駅東口の駅前に位置し、相鉄・東急直通線の新駅が整備される地区である。</p> <p>本地区を含む綱島駅東口周辺は、バスやタクシー等の乗降場が駅前に集中している状況にありながら駅前としての機能と歩行者空間が不十分であるため、駅周辺の交通環境を悪化させる要因となっている。そのため、駅利用者の需要に見合ったバス、タクシー等の乗降場や道路等の都市基盤の整備、歩行者空間の整備が重要な課題となっている。また、相鉄・東急直通線の新駅が整備されるため、新駅利用者の歩行者空間の整備と新たに駅前となる立地特性を生かした土地利用の推進が求められている。</p> <p>横浜市都市計画マスタープラン港北区プランでは、港北区の将来都市像において、綱島地域は、駅を中心として、圏域の人口規模や構成に応じた、商業、生活サービス、福祉等の機能集積や基盤整備、地域交通の維持・充実を図り、効率的で利便性の高い市街地を形成する生活拠点に位置付けられている。</p> <p>地域別まちづくり方針においては、綱島地域では、駅周辺、小学校周辺、幹線道路や主要な地域道路を中心として歩行者の安全を確保し、特に綱島街道の横断についての安全性を高める対策を検討することとしている。綱島駅東口周辺は、新駅の整備を契機として、バスやタクシーの乗降場を再編し、自動車が円滑に通行できる環境を形成するとともに、自転車利用者の需要に見合った駐輪場の整備を進めることとしている。また、駅周辺のポテンシャルを生かした駅前にふさわしい土地利用を誘導することとしており、商業、業務機能を中心的な土地利用とし、住宅等が共存する地域となっている。</p> <p>本地区計画では、駅周辺の利便性の向上と安全な歩行者空間の整備、立地特性を生かした土地利用を誘導し、環境未来都市・横浜にふさわしい持続可能な魅力あるまちづくりを推進することを目標とする。</p> |
| 区域の整備、開発及び保全に関する方針 | <p>1 駅周辺の機能を強化するため、バス、タクシー等の乗降場を再編し、道路等の都市基盤を整備することで、駅及び駅周辺利用者の利便性を向上し、安全で快適な歩行者空間を形成するとともに、歩行者環境に配慮した建物計画を誘導する。</p> <p>2 本地区内の都市計画道路である 3・4・21号東京丸子横浜線（綱島街道）、3・4・55号綱島東線及び 3・5・12号綱島日吉線並びに都市計画駐車場である自転車駐車を整備する。また、綱島街道を安全に横断できる立体横断施設の整備を推進する。</p> <p>3 綱島地域の地域特性を生かしつつ、省エネルギー等の地球温暖化対策、周辺との景観的調和、緑化等による地域環境への配慮、地域の防災性の向上及びバリアフリー等に配慮した土地利用を誘導する。</p> <p>4 地域の拠点にふさわしい良好な市街地を形成するために、立地特性に応じて地区を区分し、土地利用の方針を次のように定める。</p> <p>(1) A地区<br/>                 土地区画整理事業により、新駅周辺の都市基盤を整備し、新駅と隣接する利便性を生かした駅前にふさわしい土地利用を図る。</p> <p>(2) B地区<br/>                 土地区画整理事業により、新駅周辺の都市基盤を整備するとともに、二つの駅に挟まれた高いアクセス性を踏まえ、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の</p>  |

|            |             |   |                            |
|------------|-------------|---|----------------------------|
|            |             | <p>更新とを図るため、市街地再開発事業を実施し、利便性とにぎわいを考慮した商業、業務及び都市型住宅等の整備や地域の文化、芸術活動の拠点となる区民文化センターを整備する。</p> <p>また、環境への負荷低減と魅力ある市街地景観を形成するために、敷地内の積極的な緑化を図る。</p> <p>(3) C地区<br/>駅前としての利便性を考慮し、周辺環境に調和した都市型住宅等の立地を図る。</p> <p>(4) D地区<br/>二つの駅に挟まれた立地特性を生かして、建替えや都市機能の更新等と併せて駅前にふさわしい商業、業務、都市型住宅等の機能集積を図り、利便性とにぎわいを考慮した土地利用を誘導するとともに、安全な歩行者空間の確保を推進する。</p> <p>また、綱島駅東口周辺のバス、タクシー等の乗降機能の充実を図り、駅及び駅周辺利用者の利便性と安全性の向上に努める。</p> <p>(5) E地区<br/>周辺の土地利用と調和した、歴史的資産や緑地、農地等を適切に配置する。</p> |                            |
| 地区施設の整備の方針 |             | <p>区画道路を整備し、地区の東側からの歩行者空間を確保する。</p> <p>新駅出入口等の駅施設や自転車駐車場の出入口等を適切に配置し、鉄道及びバス利用者や駅周辺利用者の歩行者空間やたまり空間を確保するため、広場を配置する。広場1、広場2については、にぎわいを形成し、交流の場となる歩行者空間を綱島東線の歩道と一体的に整備する。広場3については、新駅周辺の回遊性を形成するため、幅員2.0m以上の歩行者空間を広場内に確保する。</p> <p>安全で快適な歩行者空間を形成するため、歩道状空地を整備する。</p>  |                            |
| 建築物等の整備の方針 |             | <p>1 周辺の市街地環境に配慮しながら、土地利用の方針に沿った建築物の誘導を図る。</p> <p>2 B地区については、土地利用の方針に定められた拠点にふさわしい良好な市街地を形成するため、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態意匠の制限及び建築物の緑化率の最低限度を定める。</p> <p>3 B地区の市街地再開発事業により整備する建築物は、省エネルギー性能の高い設計とし、エネルギー効率の高い建築設備の導入を図る。また、省エネルギーを誘導するため、エネルギー情報の管理等を推進する。</p> <p>4 災害に強い安全な都市空間の形成のため、B地区の市街地再開発事業により整備する建築物は耐震性が高く、防災機能を備えた施設とし、また、落下物等の危険防止対策を講じる。</p> <p>5 B地区の市街地再開発事業により整備する建築物は、福祉のまちづくりの観点から公共性の高い施設として、特に施設利用者のバリアフリーに配慮した施設とする。</p>  |                            |
| 緑化の方針      |             | <p>潤いと魅力ある市街地景観を形成するために、地上部の視線が集まる場所への高木を含めた植栽を優先し、周辺からの視認性が高い緑化を図るとともに、公開された緑化空間を創出する。</p>   |                            |
| 地区整備計画     | 地区施設の配置及び規模 | 区画道路  | 幅員13.0m 延長約60m             |
|            |             | 広場1   | 面積約 420 m <sup>2</sup>     |
|            |             | 広場2   | 面積約 560 m <sup>2</sup>     |
|            |             | 広場3   | 面積約 170 m <sup>2</sup>     |
|            |             | 歩道状空地   | 幅員 2.0 m 延長約 170 m (一部非青空) |
| 地区の区分      | 名称          | B地区   |                            |
|            | 面積          | 約 0.6 ha  |                            |
| 建築物等に関する   | 建築物の用途の制限   | <p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 1階を住居の用に供するもの（1階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）</p> <p>2 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>3 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の9の2で定めるもの</p> <p>4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売所その他これらに類するもの</p>  |                            |



|              |   |
|--------------|---|
| 事項           | <p>5 倉庫業を営む倉庫</p> <p>6 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p> <p>7 自動車教習所</p> <p>8 建築基準法施行令第 130 条の 7 で定める規模の畜舎</p> <p>9 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己使用のための貯蔵施設その他これらに類するものを除く。）</p>   |
| 壁面の位置の制限     | <p>建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>1 公共用歩廊</p> <p>2 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ</p>  |
| 建築物の高さの最高限度  | <p>建築物の高さは、計画図に示す区域アにおいては 100 m、区域イにおいては 40m、区域ウにおいては 31m を超えてはならない。</p>  |
| 建築物等の形態意匠の制限 | <p>1 建築物の形態意匠は、周囲への景観的調和に配慮するため、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>(1) 高さが 31m を超える建築物の部分の色彩は、マンセル表色系で明度 5 以上かつ彩度 4 以下を基調とすること。</p> <p>(2) 建築物の高さが 31m 以下の部分で色彩による分節をし、高層部の基調色は低層部の基調色よりも明度の高い色彩とすること。</p> <p>(3) 建築物の高さが 20m を超える部分は、計画図に示す区域ア内の高層棟とそれ以外の建築物の部分を別棟に見えるよう建築物の柱等のデザインや色彩等によって分節し、それぞれの部分の鉛直面に投影した水平方向の長さを 70m 以下とすること。</p> <p>(4) 建築物の壁面による長大感を軽減するため、柱等のデザインや色彩等によって壁面を分節する形態意匠とすること。</p> <p>(5) 建築物の広場 2 に面する 1 階部分は、開口部を設けるなど建築物内部の活動やにぎわいが望めるような形態意匠とすること。</p> <p>2 屋外広告物は、地区の景観及び地区外からの景観を阻害しないよう、次に掲げる事項に適合するものとする。ただし、案内標識等公共的な目的のために設置する必要があると認められるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 屋外広告物（自己の名称、自己の事業若しくは営業の内容で独立文字・マーク等の組合せのもの又は管理上必要な事項を表示するものを除く。）は、建築物の高さ 31m を超える部分には設けないこと。</p> <p>(2) 屋外広告物の照明は、過剰なものを避け、光源を点滅させるものは設置しないこと。</p> <p>3 屋外に設ける建築設備等（太陽光発電設備又は太陽熱利用設備は除く。）は、周囲から容易に望見されないよう遮蔽するなど、乱雑な外観とならないものとする。</p> <p>4 駐車場や駐輪場は、植栽やその他適切な遮蔽を行うなど、乱雑な外観とならないものとする。</p> |
| 建築物の緑化率の最低限度 | 100 分の 10   |

「地区計画の区域、地区整備計画の区域、地区の区分、地区施設の配置、壁面の位置の制限及び建築物の高さの最高限度に関する区域は、計画図表示のとおり」（計画図は省略）

横浜市告示第 550 号

横浜国際港都建設計画高度利用地区の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画高度利用地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 9 月 5 日

横浜市長 林 文 子

横浜国際港都建設計画高度利用地区を次のように変更する。

| 種 類                      | 面 積     | 建築物の<br>容積率の<br>最高限度 | 建築物の<br>容積率の<br>最低限度 | 建築物の<br>建ぺい率の<br>最高限度 | 建築物の<br>建築面積の<br>最低限度 | 備考   |
|--------------------------|---------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|------|
| 高度利用地区<br>(横浜駅西口地区)      | 約1.1ha  | 80/10                | 30/10                | 8/10                  | 300㎡                  |      |
| 高度利用地区<br>(野毛町3丁目地区)     | 約0.65ha | 50/10                | 20/10                | 8/10                  | 200㎡                  |      |
| 高度利用地区<br>(戸塚駅東口地区)      | 約1.8ha  | 60/10                | 20/10                | 8/10                  | 200㎡                  |      |
| 高度利用地区<br>(ヨコハマポートサイト地区) | 約4.0ha  | 50/10                | 20/10                | 8/10                  | 200㎡                  | (注7) |
|                          | 約2.0ha  | 40/10                | 20/10                | 6/10                  | 200㎡                  |      |
| 高度利用地区<br>(杉田駅東口地区)      | 約0.8ha  | 40/10                | 20/10                | 8/10                  | 200㎡                  |      |
| 高度利用地区<br>(二俣川駅北口地区)     | 約0.9ha  | 55/10                | 20/10                | 7/10                  | 200㎡                  |      |
| 高度利用地区<br>(金沢文庫駅東口地区)    | 約0.6ha  | 55/10                | 20/10                | 7/10                  | 200㎡                  |      |
| 高度利用地区<br>(上大岡駅周辺地区)     | 約2.8ha  | 70/10                | 30/10                | 7/10                  | 200㎡                  | (注4) |
| 高度利用地区<br>(北仲通南地区)       | 約1.5ha  | 80/10                | 30/10                | 8/10                  | 200㎡                  |      |
|                          | 約1.1ha  | 60/10                | 30/10                | 8/10                  | 200㎡                  |      |
|                          | 約0.4ha  | 40/10                | 30/10                | 8/10                  | 200㎡                  |      |
| 高度利用地区<br>(戸塚駅西口第一地区)    | 約3.0ha  | 60/10                | 30/10                | 8/10                  | 200㎡                  |      |
|                          | 約0.4ha  | 60/10                | 30/10                | 8/10                  | 150㎡                  |      |
|                          | 約0.9ha  | 75/10                | 30/10                | 7/10                  | 200㎡                  |      |
| 高度利用地区<br>(野毛町3丁目北地区)    | 約0.4ha  | 65/10                | 20/10                | 7/10                  | 200㎡                  |      |
| 高度利用地区<br>(上大岡B地区)       | 約0.8ha  | 70/10                | 30/10                | 5/10                  | 200㎡                  | (注5) |
| 高度利用地区<br>(大船駅北第一地区)     | 約0.6ha  | 35/10                | 20/10                | 5/10                  | 200㎡                  | (注6) |
| 高度利用地区<br>(新杉田駅前地区)      | 約1.9ha  | 45/10                | 20/10                | 7/10                  | 200㎡                  |      |
| 高度利用地区<br>(東神奈川駅東口地区)    | 約0.7ha  | 50/10                | 20/10                | 6/10                  | 200㎡                  |      |
| 高度利用地区<br>(鶴ヶ峰駅南口地区)     | 約1.1ha  | 45/10                | 15/10                | 6/10                  | 200㎡                  |      |
|                          | 約0.4ha  | 30/10                | 15/10                | 8/10                  | 200㎡                  |      |
| 高度利用地区<br>(高島二丁目地区)      | 約1.3ha  | 70/10                | 20/10                | 7/10                  | 200㎡                  |      |

|   |          |       |       |      |      |  |
|---|----------|-------|-------|------|------|--|
| 高度利用地区<br>(鶴見駅東口地区)   | 約1.2ha   | 50/10 | 20/10 | 7/10 | 200㎡ |  |
| 高度利用地区<br>(上大岡C南地区)   | 約1.9ha   | 70/10 | 30/10 | 8/10 | 200㎡ |  |
| 高度利用地区<br>(長津田駅北口地区)  | 約1.2ha   | 40/10 | 20/10 | 6/10 | 200㎡ |  |
|   | 約0.2ha   | 15/10 | 4/10  | 6/10 | 200㎡ |  |
|   | 約0.1ha   | 25/10 | 10/10 | 6/10 | 200㎡ |  |
|   | 約0.6ha   | 10/10 | 4/10  | 8/10 | 30㎡  |  |
| 高度利用地区<br>(日ノ出町駅前A地区)   | 約0.7ha   | 74/10 | 20/10 | 5/10 | 100㎡ |  |
| 高度利用地区<br>(二俣川駅南口地区)  | 約1.9ha   | 52/10 | 20/10 | 7/10 | 200㎡ |  |
| 高度利用地区<br>(東神奈川一丁目地区)   | 約0.2ha   | 55/10 | 20/10 | 5/10 | 200㎡ |  |
| 高度利用地区<br>(大船駅北第二地区)  | 約0.9ha   | 50/10 | 20/10 | 5/10 | 200㎡ |  |
|   | 約0.8ha   | 40/10 | 20/10 | 8/10 | 200㎡ |  |
| 高度利用地区<br>(瀬谷駅南口第1地区)   | 約1.0ha   | 40/10 | 20/10 | 8/10 | 200㎡ |  |
| 高度利用地区<br>(新綱島駅前地区)   | 約0.6ha   | 70/10 | 20/10 | 7/10 | 200㎡ |  |
| 合 計   | 約40.55ha |       |       |      |      |  |
| <p>(注1) 建築物の建ぺい率の最高限度は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあつては1/10を加え、同項各号いずれにも該当する建築物又は同条第5項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えたものとする。ただし、新綱島駅前地区については、これらを適用しない。</p> <p>(注2) 建築基準法第68条の3第1項の規定により特定行政庁が認定した建築物においては、建築物の容積率の最高限度に関する制限を適用しない。</p> <p>(注3) 建築物の容積率の最高限度は、建築基準法第59条の2の規定により許可された建築物においては、当該許可の範囲において、これを超えることができる。</p> <p>(注4) 上大岡駅周辺地区における建築物の容積率の最高限度は、建築基準法第52条第14項の規定により許可された建築物(電気事業の用に供する開閉所及び変電所を設置する建築物に限る。)については、当該許可の範囲において、これを超えることができる。</p> <p>(注5) 上大岡B地区における敷地面積の最低限度は、1,000㎡とする。</p> <p>(注6) 大船駅北第一地区における建築物の建築面積の最低限度は、用途上不可分の建築物については各棟の建築面積の合計を制限の対象とする。</p> <p>(注7) ヨコハマポートサイド地区(面積約2.0ha)における敷地面積の最低限度は、1,000㎡とする。</p> |          |       |       |      |      |  |

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」(計画図は省略)

横 浜 市 告 示 第 551 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 の 変 更

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用 する 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 する 。

平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 に 3 ・ 4 ・ 55 号 綱 島 東 線 を 次 の よ う に 追 加 する 。

| 種 別     | 名 称        |         | 位 置               |                   |           | 区 域     | 構 造     |         |     |  | 備 考                |
|---------|------------|---------|-------------------|-------------------|-----------|---------|---------|---------|-----|--|--------------------|
|         | 番 号        | 路 線 名   | 起 点               | 終 点               | 主 な 経 過 地 | 延 長     | 構 造 形 式 | 車 線 の 数 | 幅 員 | 地 表 式 の 区 間 に お ける 鉄 道 等 と の 交 差 の 構 造 |                    |
| 幹 線 街 路 | 3 ・ 4 ・ 55 | 綱 島 東 線 | 港 北 区 綱 島 東 二 丁 目 | 港 北 区 綱 島 東 一 丁 目 |           | 約 210 m | 地 表 式   | 2 車 線   | 17m | 幹 線 街 路 と 平 面 交 差 2 箇 所                | 路 線 の 幅 員 12 ～ 17m |

「 区 域 及 び 構 造 は 計 画 図 表 示 の と お り 」 ( 計 画 図 は 省 略 )

横浜市告示第 552 号

横浜国際港都建設計画駐車場の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画駐車場を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 9 月 5 日

横浜市長 林 文子

横浜国際港都建設計画駐車場第 23 号新綱島駅自転車駐車を次のように追加する。

| 名 称 |            | 位 置       | 面 積                    | 構 造       | 備 考                        |
|-----|------------|-----------|------------------------|-----------|----------------------------|
| 番号  | 駐車場名       |           |                        |           |                            |
| 23  | 新綱島駅自転車駐車場 | 港北区綱島東一丁目 | 約 2,300 m <sup>2</sup> | 地下<br>1 層 | 駐車台数 約 1,000 台<br>出入口 2 箇所 |

「区域及び構造は計画図表示のとおり」（計画図は省略）

横 浜 市 告 示 第 553 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 公 園 の 変 更

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用 する 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 公 園 を 次 の と お り 変 更 し た。

そ の 関 係 図 書 は、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 する。

平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 公 園 中 6 ・ 5 ・ 201 号 三 ツ 沢 公 園 を 次 の よ う に 変 更 する。

| 種 別     | 名 称         |           | 位 置   | 面 積     | 備 考   |
|---------|-------------|-----------|---|---------|---|
|         | 番 号         | 公 園 名     |   |         |   |
| 運 動 公 園 | 6 ・ 5 ・ 201 | 三 ツ 沢 公 園 | 神 奈 川 区 三 ツ 沢 西 町、 三 ツ 沢 南 町、 保 土 ヶ 谷 区 岡 沢 町 及 び 鎌 谷 町 | 約28.3ha | 陸 上 競 技 場、 サ ッ カ ー 場、 テ ニ ス コ ー ト、 野 球 場、 体 育 館、 こ ど も の 遊 び 場、 広 場、 園 路、 植 栽 |

「 区 域 は、 計 画 図 表 示 の と お り 」 ( 計 画 図 は 省 略 )

横 浜 市 告 示 第 554 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 病 院 の 変 更

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用 する 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 病 院 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 する 。

平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 病 院 に 第 5 号 市 民 病 院 を 次 の よ う に 追 加 する 。

| 名 称 |         | 位 置                                | 面 積      | 備 考 |
|-----|---------|------------------------------------|----------|-----|
| 番 号 | 病 院 名   |                                    |          |     |
| 5   | 市 民 病 院 | 神 奈 川 区 三 ツ 沢 西 町<br>及 び 西 区 宮 ケ 谷 | 約29,500㎡ |     |

「 区 域 は 、 計 画 図 表 示 の と お り 」 ( 計 画 図 は 省 略 )

---

公 告

---

横 浜 市 公 告 第 635 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び  
第 2 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 平 成 28 年 8 月 26 日 懲 戒 処 分 に 付 し た  
。

平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

| 所 属 又 は 補 職   | 職 名     | 氏 名     | 処 分 の 内 容 |
|---------------|---------|---------|-----------|
| 政 策 局 担 当 課 長 | 事 務 職 員 | 新 井 達 夫 | 戒 告       |



横 浜 市 公 告 第 636 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び  
第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 平 成 28 年 8 月 26 日 懲 戒 処 分 に 付 し た

。

平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

| 所 属 又 は 補 職   | 職 名     | 氏 名       | 処 分 の 内 容 |
|---------------|---------|-----------|-----------|
| 政 策 局 担 当 課 長 | 事 務 職 員 | 山 口 健 太 郎 | 免 職       |

横 浜 市 公 告 第 637 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び  
第 2 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 平 成 28 年 8 月 26 日 懲 戒 処 分 に 付 し た

。

平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

| 所 属 又 は 補 職              | 職 名     | 氏 名     | 処 分 の 内 容 |
|--------------------------|---------|---------|-----------|
| 建 築 局 住 宅 部<br>住 宅 再 生 課 | 技 術 職 員 | 長 田 哲 也 | 戒 告       |

横浜市公告第 638 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成 28 年 9 月 5 日

横浜市長 林 文子

| 申請年月日            | 特定非営利活動法人の名称            | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地          | 定款に記載された目的  |
|------------------|-------------------------|--------|---------------------|---|
| 平成 28 年 8 月 16 日 | 特定非営利活動法人美容トータルファッション協会 | 石川 泰行  | 金沢区谷津町 384 番地       | この法人は、広く一般市民を対象として、美容やトータルファッションの普及啓発活動や美容師の技術向上を図る活動、美容による社会貢献活動を通じて、美容業界の活性化と、ひいては多くの人々が美容やトータルファッションを楽しみ、心身ともに生き生きと暮らせる社会の実現に貢献することを目的とする。 |
| 平成 28 年 8 月 22 日 | N P O 法人横浜アスリートクラブ      | 松本 博泰  | 青葉区青葉台二丁目 10 番地の 10 | この法人は、子どもから中高年、初心者から競技者、障害の有無に  |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  | かかわらず、<br>広く一般市民<br>を対象として<br>、陸上競技を<br>はじめとした<br>スポーツの技<br>術向上、健康<br>増進、人材育<br>成や指導環境<br>の改善に關す<br>る事業等を行<br>い、誰もが気<br>軽にスポーツ<br>を楽しめ、自<br>己実現を図れ<br>る環境づくり<br>に寄与するこ<br>とを目的とす<br>る。 |
|--|--|--|--|

横浜市公告第 639 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定  
款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 4 項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

平成 28 年 9 月 5 日

横浜市長 林 文子

| 申請年月日               | 特定非営利活動法人の名称                 | 代表者の氏名  | 主たる事務所の所在地          | 定款に記載された目的   |
|---------------------|------------------------------|---------|---------------------|--|
| 平成 28 年<br>8 月 12 日 | 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹       | 關 富美子   | 金沢区富岡東一丁目 10 番 12 号 | 本会は、地域社会において健康推進保健活動を進めながら、自らの生活技術を役立てることを通して、高齢者、障害者、その他手助けを必要な人に対して、相互扶助の精神に基づき、自主運営の働き方をもって、安心して心豊かに暮らせる地域福祉の向上に寄与することを目的とする。 |
| 平成 28 年<br>8 月 15 日 | 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブたすけあい磯子 | 山 田 圭 子 | 磯子区洋光台五丁目 12 番 1 号  | 本会は、地域社会において自らの生活技術や技能を発揮し役立てることを通して、高齢者、障   |

|                     |                               |       |                                  |  |
|---------------------|-------------------------------|-------|----------------------------------|--|
|                     |                               |       |                                  | 害者及びその<br>他生活支援を<br>必要とする人<br>々に対して、<br>相互扶助の精<br>神に基づいて<br>サービスを行<br>い、自主運営<br>、自主管理の<br>働き方をもっ<br>て、安心して<br>心豊かに暮ら<br>せる地域福祉<br>の向上に寄与<br>することを目<br>的とする。  |
| 平成 28 年<br>8 月 15 日 | 特定非営利<br>活動法人元<br>気な地域人<br>の会 | 山 崎 滋 | 保土ヶ谷区<br>保土ヶ谷町<br>1 丁目 89 番<br>地 | この法人は、<br>次代を担う青<br>少年の健全な<br>育成、生涯を<br>通じて関わる<br>地域文化の向<br>上、防災力の<br>向上、まちづ<br>くりや特色あ<br>る地域活性化<br>に向けた取り<br>組みへの支援<br>など、ならび<br>に「ふるさと<br>の歴史」を大<br>切にすること<br>を通して、生<br>まれ、育ち、<br>生活する地域<br>に対する愛着<br>心を向上させ<br>、歴史と文化<br>の香りあふれ<br>る、安全で安 |

|                     |                       |         |                           |  |
|---------------------|-----------------------|---------|---------------------------|--|
|                     |                       |         |                           | 心、夢と活気のある「地域」の発展に寄与することを目的とする。                                   |
| 平成 28 年<br>8 月 17 日 | 特定非営利<br>活動法人ク<br>レイン | 竹 田 幸 夫 | 鶴見区下末<br>吉二丁目 11<br>番 4 号 | この法人は、横浜市鶴見区及びその近隣の在住者等に対して、介護・保育に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。 |

横浜市公告第 640 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成 28 年 9 月 5 日

横浜市長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

相鉄ビル

西区北幸一丁目 3 番 1 号 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社相鉄アーバンクリエイツ

代表取締役 千 原 広 司

西区南幸二丁目 1 番 22 号

(3) 変更した事項

| 変更した事項  | 変更前  | 変更後   |
|---|--|---|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 相鉄ホテル株式会社<br>代表取締役<br>鈴木 朗<br>西区北幸一丁目 3 番 23 号<br>ほか | 相鉄ホテル株式会社<br>代表取締役<br>小澤 重男<br>西区北幸一丁目 3 番 23 号<br>ほか |

(4) 変更の年月日

平成 28 年 6 月 30 日

(5) 変更した理由

小売店舗の代表者変更のため

2 届出年月日

平成 28 年 8 月 19 日

3 縦覧場所

中区港町 1 丁目 1 番地

横浜市経済局成長戦略推進部産業立地調整課



横浜市公告第 641 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 9 月 5 日

横浜市長 林 文 子

| 公園の名称      | 位 置               | 一時利用停止の区域及び面積                  | 一時利用停止の態様 | 一時利用停止期間                              |
|------------|-------------------|--------------------------------|-----------|---------------------------------------|
| 永田北一丁目第二公園 | 南区永田北一丁目 8 番      | 別図のとおり<br>1,242 m <sup>2</sup> | 立入禁止      | 平成 28 年 9 月 15 日から平成 28 年 12 月 22 日まで |
| 別所第二公園     | 南区別所三丁目 19 番      | 別図のとおり<br>514 m <sup>2</sup>   | 立入禁止      | 平成 28 年 9 月 15 日から平成 28 年 12 月 22 日まで |
| 六ツ川一丁目第二公園 | 南区六ツ川一丁目 132 番の 7 | 別図のとおり<br>1,323 m <sup>2</sup> | 立入禁止      | 平成 28 年 9 月 15 日から平成 28 年 12 月 22 日まで |

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 642 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) に 規 定 す る 排 水 設 備 指 定 工 事 店 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 排 水 設 備 指 定 工 事 店

| 指 定<br>番 号 | 名 称                     | 代 表 者 氏 名 | 営 業 所 所 在 地                            |
|------------|-------------------------|-----------|--|
| 30508      | 株 式 会 社 ワ イ エ ム         | 山 田 真 吾   | 神 奈 川 区 台 町 16 番 地 の 6                 |
| 30509      | 株 式 会 社 浜 備 建           | 小 川 悦 雄   | 港 南 区 日 野 四 丁 目 64 番 13 号              |
| 30510      | ラ ン ド ブ ー ス タ ー 株 式 会 社 | 澤 山 友 浩   | 保 土 ケ 谷 区 初 音 ケ 丘 12 番 14 号            |
| 11611      | 株 式 会 社 春 峰 園           | 相 沢 保     | 金 沢 区 釜 利 谷 東 八 丁 目 3 番 20 号           |
| 11612      | 株 式 会 社 ワ ッ ク           | 久 保 田 和 之 | 緑 区 十 日 市 場 町 910 番 地 の 13             |
| 30503      | 株 式 会 社 清 水 設 備         | 清 水 克 己   | 戸 塚 区 前 田 町 516 番 地 の 13               |
| 30511      | 株 式 会 社 水 巧 舎           | 龍 野 貴 嗣   | 瀬 谷 区 阿 久 和 南 二 丁 目 32 番 地 の 9         |
| 30507      | 株 式 会 社 龍 住 宅 設 備       | 龍 隆 弘     | 瀬 谷 区 下 瀬 谷 一 丁 目 37 番 地 の 53          |
| 30504      | 有 限 会 社 サ ン デ ン         | 山 田 武 郎   | 茅 ヶ 崎 市 行 谷 288 番 地 の 5                |
| 30505      | ア ソ ー 熱 工 業 株 式 会 社     | 菅 野 紀 幸   | 小 田 原 市 中 曾 根 31 番 地 の 12              |
| 30506      | 征 矢 設 備                 | 征 矢 伸 一   | 川 崎 市 麻 生 区 東 百 合 丘 1 丁 目 36 番 1 - 2 号 |
| 30512      | 株 式 会 社 鈴 木 工 業         | 鈴 木 喜 伸   | 秦 野 市 下 大 槻 302 番 地 の 3                |

2 指 定 年 月 日

平 成 28 年 9 月 1 日

横 浜 市 公 告 第 643 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

| 変 更 年 月<br>日         | 指 定<br>番 号 | 名 称                    | 代 表 者 氏 名   | 営 業 所 所 在 地                         |
|----------------------|------------|------------------------|-------------|-------------------------------------|
| 平 成 28 年<br>7 月 15 日 | 30348      | 株 式 会 社 井 口<br>設 備 工 業 | 井 口 潤       | (新) 川 崎 市 高 津<br>区 子 母 口 421<br>番 地 |
|                      |            |                        |             | (旧) 川 崎 市 宮 前<br>区 野 川 455 番<br>地   |
| 平 成 28 年<br>8 月 1 日  | 11513      | 大 信 設 備 株 式<br>会 社     | (新) 廣 川 純 一 | 横 須 賀 市 池 田<br>町 6 丁 目 35 番<br>15 号 |
|                      |            |                        | (旧) 廣 川 光 生 |                                     |

横 浜 市 公 告 第 644 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

| 指 定 番 号 | 名 称                  | 営 業 所 所 在 地                      | 取 消 年 月 日         |
|---------|----------------------|----------------------------------|-------------------|
| 11555   | 株 式 会 社 ヤ<br>マ ヤ 土 建 | 鶴 見 区 獅 子 ヶ 谷 二<br>丁 目 38 番 49 号 | 平 成 28 年 7 月 28 日 |
| 00055   | 株 式 会 社 朝<br>倉 工 務 所 | 西 区 高 島 二 丁 目 10<br>番 3 号        | 平 成 28 年 6 月 30 日 |

横浜市公告第 645 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

平成 28 年 9 月 5 日

横浜市長 林 文 子

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区  
市沢町特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
なし
  - (3) 変更する部分  
旭区市沢町地内
- 3 縦覧期間  
平成 28 年 9 月 5 日から平成 28 年 9 月 20 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先  
中区相生町 3 丁目 56 番地の 1  
横浜市建築局企画部都市計画課

横浜市公告第 646 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

平成 28 年 9 月 5 日

横浜市長 林 文 子

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区  
川井本町特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
なし
  - (3) 変更する部分  
旭区川井本町地内
- 3 縦覧期間  
平成 28 年 9 月 5 日から平成 28 年 9 月 20 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先  
中区相生町 3 丁目 56 番地の 1  
横浜市建築局企画部都市計画課

横浜市公告第 647 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

平成 28 年 9 月 5 日

横浜市長 林 文 子

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区  
恩田町特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
なし
  - (3) 変更する部分  
青葉区恩田町地内
- 3 縦覧期間  
平成 28 年 9 月 5 日から平成 28 年 9 月 20 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先  
中区相生町 3 丁目 56 番地の 1  
横浜市建築局企画部都市計画課

横 浜 市 公 告 第 648 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更 案 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更 案 を 作 成 し た の で、 都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用 する 同 法 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 そ の 案 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 する。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 する こ と が で き る。

平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区  
恩 田 東 部 特 別 緑 地 保 全 地 区
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
  - (1) 追 加 する 部 分  
な し
  - (2) 削 除 する 部 分  
な し
  - (3) 変 更 する 部 分  
青 葉 区 恩 田 町 地 内
- 3 縦 覧 期 間  
平 成 28 年 9 月 5 日 か ら 平 成 28 年 9 月 20 日 ま で
- 4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先  
中 区 相 生 町 3 丁 目 56 番 地 の 1  
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課



横 浜 市 公 告 第 649 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更 案 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更 案 を 作 成 し た の で、 都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用 する 同 法 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 そ の 案 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 する。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 する こ と が で き る。

平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区  
奈 良 町 宮 ノ 谷 特 別 緑 地 保 全 地 区
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
  - (1) 追 加 する 部 分  
な し
  - (2) 削 除 する 部 分  
な し
  - (3) 変 更 する 部 分  
青 葉 区 奈 良 町 地 内
- 3 縦 覧 期 間  
平 成 28 年 9 月 5 日 か ら 平 成 28 年 9 月 20 日 ま で
- 4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先  
中 区 相 生 町 3 丁 目 56 番 地 の 1  
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課

横 浜 市 公 告 第 650 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更 案 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更 案 を 作 成 し た の で、 都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用 する 同 法 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 そ の 案 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 する。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 する こ と が で き る。

平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区  
池 辺 町 滝 ケ 谷 戸 特 別 緑 地 保 全 地 区
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
  - (1) 追 加 する 部 分  
な し
  - (2) 削 除 する 部 分  
な し
  - (3) 変 更 する 部 分  
都 筑 区 池 辺 町 地 内
- 3 縦 覧 期 間  
平 成 28 年 9 月 5 日 か ら 平 成 28 年 9 月 20 日 ま で
- 4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先  
中 区 相 生 町 3 丁 目 56 番 地 の 1  
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課

横浜市公告第651号

横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画道路の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

平成28年9月5日

横浜市長 林 文子

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画道路

3・1・3号東京大師横浜線

1・4・6号高速横浜環状北線

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 3・1・3号東京大師横浜線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

鶴見区小野町、末広町及び生麦二丁目地内

(2) 1・4・6号高速横浜環状北線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

鶴見区生麦二丁目地内

3 縦覧期間

平成28年9月5日から平成28年9月20日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区相生町3丁目56番地の1

横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

平成28年9月5日から平成28年9月20日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

鶴見区鶴見中央三丁目20番1号

横浜市鶴見区役所総務部区政推進課

横 浜 市 公 告 第 652 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 27 年 5 月 20 日 第 27 開 1305 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
戸 塚 区 戸 塚 町 157 番 地  
大 洋 建 設 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 黒 田 憲 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 上 矢 部 町 1,921 番 の 27 の 一 部 、 1,922 番 の 5 、 1,922 番  
の 7 か ら 1,922 番 の 11 ま で 、 1,923 番 の 5 か ら 1,923 番 の 8 ま で  
、 1,924 番 の 1 、 1,924 番 の 3 、 1,925 番 の 1 、 1,925 番 の 3 、  
1,926 番 、 1,928 番 の 3 、 1,928 番 の 4 、 1,931 番 の 4 及 び 1,93  
1 番 の 5 の 一 部

横浜市公告第 653 号

開発行為に関する工事の完了  
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。  
平成 28 年 9 月 5 日

横浜市長 林 文子

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
平成 27 年 5 月 25 日 第 27 開 203 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
都筑区中川一丁目 21 番 20 号  
デックス株式会社  
代表取締役 野 尻 英 樹
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
神奈川区西寺尾二丁目 1,193 番の 111 から 1,193 番の 117 まで、  
1,193 番の 119 から 1,193 番の 127 まで及び 1,255 番の 2 の一部

横 浜 市 公 告 第 654 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 27 年 11 月 20 日 第 27 開 1113 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 鶴 屋 町 1 丁 目 7 番 地 の 12  
株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン  
代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 大 豆 戸 町 128 番 の 1 、 128 番 の 36 及 び 128 番 の 37 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 655 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 28 年 1 月 21 日 第 27 開 1714 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
川 崎 市 宮 前 区 土 橋 2 丁 目 6 番 地 の 17  
株 式 会 社 成 建  
代 表 取 締 役 浅 川 聡
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 榎 が 丘 20 番 の 19 、 20 番 の 20 、 20 番 の 54 及 び 20 番 の 55

横 浜 市 公 告 第 656 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 28 年 1 月 27 日 第 27 開 110 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
旭 区 二 俣 川 2 丁 目 21 番 地 の 1  
津 久 見 建 設 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 鷺 原 浩
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
鶴 見 区 諏 訪 坂 1,560 番 の 1 から 1,560 番 の 3 ま で 及 び 1,561 番  
の 1 の 一 部



横 浜 市 公 告 第 657 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 28 年 1 月 28 日 第 27 開 111 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
鶴 見 区 北 寺 尾 二 丁 目 12 番 25 号  
有 限 会 社 ツ ル オ カ  
代 表 取 締 役 鶴 岡 利 恵 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
鶴 見 区 北 寺 尾 六 丁 目 945 番 の 1 か ら 945 番 の 3 ま で

横 浜 市 公 告 第 658 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 28 年 2 月 26 日 第 27 開 1717 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 港 区 芝 5 丁 目 34 番 6 号  
菱 重 フ ァ シ リ テ ィ ー & プ ロ パ テ ィ ー ズ 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 大 久 保 憲 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 あ ざ み 野 二 丁 目 16 番 の 10 、 16 番 の 25 及 び 16 番 の 26

横 浜 市 公 告 第 659 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 28 年 3 月 4 日 第 27 開 708 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
旭 区 二 俣 川 2 丁 目 21 番 地 の 1  
津 久 見 建 設 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 鷺 原 浩
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
保 土 ヶ 谷 区 上 菅 田 町 797 番 の 3 、 797 番 の 6 及 び 798 番 の 1 の  
各 一 部 、 798 番 の 3 、 798 番 の 7 の 一 部 、 798 番 の 8 の 一 部 、 79  
8 番 の 10 、 799 番 の 2 並 び に 799 番 の 11

横 浜 市 公 告 第 660 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 28 年 3 月 30 日 第 27 開 824 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 鶴 屋 町 1 丁 目 7 番 地 の 12  
株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン  
代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
旭 区 鶴 ヶ 峰 一 丁 目 44 番 の 1 、 44 番 の 11 及 び 44 番 の 12

横 浜 市 公 告 第 661 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 28 年 4 月 1 日 第 27 開 1336 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
大 和 市 南 林 間 4 丁 目 7 番 17 号  
有 限 会 社 ス カ イ ハ ウ ジ ン グ  
代 表 取 締 役 大 森 春 美
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 深 谷 町 393 番 の 1 か ら 393 番 の 4 ま で 、 393 番 の 6 、 39  
9 番 の 1 及 び 399 番 の 3

横浜市公告第 662 号

開発行為に関する工事の完了  
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

平成 28 年 9 月 5 日

横浜市長 林 文 子

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
平成 28 年 5 月 17 日 第 28 開 1601 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
西区北幸二丁目 9 番 14 号  
相鉄不動産株式会社  
代表取締役 杉 原 正 義
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
泉区和泉中央南五丁目 3,277 番の 1 及び 3,277 番の 2 の各一部、  
3,277 番の 12、3,279 番の 2、3,279 番の 3 の一部、3,279 番の 6、  
3,279 番の 35 から 3,279 番の 46 まで、3,279 番の 47 の一部、  
3,279 番の 48 並びに 3,279 番の 49

横 浜 市 公 告 第 663 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 28 年 6 月 6 日 第 28 開 1602 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
保 土 ヶ 谷 区 天 王 町 1 丁 目 20 番 地 の 6  
有 限 会 社 ス タ ー ト ル  
代 表 取 締 役 桐 生 貴 久
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
泉 区 新 橋 町 1,053 番 の 1 及 び 1,053 番 の 4 の 各 一 部 、 1,053 番  
の 13 、 1,053 番 の 15 の 一 部 、 1,053 番 の 16 の 一 部 、 1,053 番 の 17  
の 一 部 、 1,053 番 の 18 、 1,069 番 の 2 の 一 部 並 び に 1,069 番 の 6  
の 一 部

横 浜 市 公 告 第 664 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 情 報 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 指 定 番 号

第 28 ・ 1 ・ 2 号

2 指 定 年 月 日

平 成 28 年 8 月 24 日

3 道 路 の 幅 員

4.50 m

4 道 路 の 延 長

19.13 m

5 指 定 の 場 所

鶴 見 区 上 の 宮 二 丁 目 398 番 の 36 、 398 番 の 39 及 び 425 番 の 5

6 申 請 者 の 氏 名

協 栄 ハ ウ ジ ン グ 株 式 会 社

代 表 取 締 役 難 波 三 郎



横 浜 市 公 告 第 665 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 情 報 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 28 ・ 13 ・ 5 号
- 2 指 定 年 月 日  
平 成 28 年 8 月 25 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
19.60 m
- 5 指 定 の 場 所  
戸 塚 区 汲 沢 七 丁 目 2,089 番 の 18 、 2,089 番 の 19 及 び 2,089 番 の  
38 か ら 2,089 番 の 44 ま で
- 6 申 請 者 の 氏 名  
荒 井 信 行

横浜市公告第 666 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部建築情報課において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 9 月 5 日

横浜市長 林 文子

- 1 指定番号  
第 28・13・4 号
- 2 指定年月日  
平成 28 年 8 月 25 日
- 3 道路の幅員  
4.50 m
- 4 道路の延長  
17.09 m
- 5 指定の場所  
戸塚区深谷町 512 番の 4 の一部及び 512 番の 7
- 6 申請者の氏名  
川 邊 斌 一

横 浜 市 公 告 第 667 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

平 成 28 年 9 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日  
平 成 28 年 8 月 22 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
15.83 m
- 4 廃 止 の 場 所  
西 区 宮 ヶ 谷 46 番 の 23 の 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名  
リブレ株式会社  
代 表 取 締 役 小 川 慶 太

区 告 示

港南区告示第 11 号（平成 28 年 8 月 18 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、港南富士見台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成 28 年 8 月 18 日

横浜市港南区長 齊 藤 貴 子

| 変更した事項         | 変 更 前                           | 変 更 後                            |
|----------------|---------------------------------|----------------------------------|
| 代表者の氏名<br>及び住所 | 服 部 功<br>港南区下永谷二丁目<br>18 番 13 号 | 高 柳 昌 生<br>港南区下永谷二丁目<br>8 番 12 号 |

港南区告示第 12 号（平成 28 年 8 月 18 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、中永谷団地自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成 28 年 8 月 18 日

横浜市港南区長 齊 藤 貴 子

| 変更した事項         | 変 更 前                                    | 変 更 後                                     |
|----------------|--|---|
| 代表者の氏名<br>及び住所 | 芦 垣 康 志<br>港 南 区 下 永 谷 五 丁 目<br>66 番 2 号 | 中 島 三 晴<br>港 南 区 下 永 谷 五 丁 目<br>69 番 12 号 |

青葉区告示第 1 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、藤が丘一丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成 28 年 9 月 5 日

横浜市青葉区長 小池 恭 一

| 変更した事項         | 変更前                              | 変更後                              |
|----------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 代表者の氏名<br>及び住所 | 五味 靖 治<br>青葉区藤が丘一丁目<br>14 番地の 21 | 飯 田 紀 夫<br>青葉区藤が丘一丁目<br>49 番地の 8 |

青葉区告示第 2 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、美しが丘五丁目牛込自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成 28 年 9 月 5 日

横浜市青葉区長 小池 恭 一

| 変更した事項         | 変更前                               | 変更後                               |
|----------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 代表者の氏名<br>及び住所 | 平野 富久<br>青葉区美しが丘五丁<br>目 28 番地の 12 | 崎野 義和<br>青葉区美しが丘五丁<br>目 18 番地の 10 |

区 公 告

瀬谷区公告第 63 号（平成 28 年 8 月 18 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

平成 28 年 8 月 18 日

横浜市瀬谷区長 森 秀 毅

| 自動車臨時運行許可番号標            | 失効年月日            |
|-------------------------|------------------|
| 横<br>18 - 47<br>浜<br>横浜 | 平成 25 年 3 月 29 日 |
| 横<br>36 - 86<br>浜<br>横浜 | 平成 26 年 1 月 25 日 |
| 横<br>36 - 90<br>浜<br>横浜 | 平成 26 年 6 月 4 日  |
| 横<br>36 - 91<br>浜<br>横浜 | 平成 27 年 3 月 17 日 |
| 横<br>34 - 94<br>浜<br>横浜 | 平成 27 年 3 月 22 日 |



---

水道局

---

水道局告示第 8 号

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間において、横浜市水道局が発注する調達契約に関し、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（平成 28 年 9 月横浜市告示第 542 号）を準用する。

平成 28 年 9 月 5 日

横浜市水道事業管理者  
水道局長 山 隈 隆 弘

---

交通局

---

交通局告示第 16 号

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間において、横浜市交通局が発注する調達契約に関し、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（平成 28 年 9 月横浜市告示第 542 号）を準用する。

平成 28 年 9 月 5 日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 加賀生 雄

---

医療局病院経営本部

---

医療局病院経営本部告示第 2 号

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間において、横浜市医療局病院経営本部が発注する調達契約に関し、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（平成 28 年 9 月横浜市告示第 542 号）を準用する。

平成 28 年 9 月 5 日

横浜市病院事業管理者  
病院経営本部長 高橋 俊毅